

「福岡市博多区役所庁舎1階カフェコーナー運営事業者募集」に関する質問と回答

令和8年1月20日

No.	カテゴリー	質問事項	回答
1	2-(3) 内装、設備、備品関係	【自販機の取り扱い】 C 区画に現在設置されている飲料自販機（2 台）について、運営開始後も設置・営業は継続されるのでしょうか。継続される場合、売上収益の帰属先（施設側か運営事業者側か）および、ベンダーとの契約主体の取り扱いについてご教示ください。	C区画に現在設置されている飲料自販機（2台）については、現事業者が設置しているため、新事業者が運営を開始する前に撤去される予定です。 C区画については、新事業者に活用いただく区画となります。
2	2-(3) 内装、設備、備品関係	【什器の所有権】 A 区画カウンター横の「冷蔵縦型ショーケース」は、現運営事業者の所有物でしょうか、あるいは飲料メーカー等からのリース・レンタル品でしょうか。当方では「本案件には含まれず、撤去されるもの」と認識しておりますが、相違ないかご確認ください。	お見込みのとおりです。 冷蔵縦型ショーケースは、現事業者がメーカーからリースしているものとなっておりますので、本案件には含まれません。
3	2-(3) 内装、設備、備品関係	【大型什器の搬入経路】 冷蔵庫・冷凍庫等の大型什器を搬入する際、推奨される搬入経路および、経路上で最も狭い箇所（扉や通路等）の有効間口寸法をご教示ください。	博多区役所北側入口（藤田公園側）より搬入ください。 最も狭い箇所については、募集要項【別紙1】 本件専用部分 平面図/展開図、および【別紙2】 カウンターを参照ください。 なお、A区画からB区画への有効間口寸法は70cmです。
4	2-(3) 内装、設備、備品関係	【電気容量の変更】 現状の電気設備容量では運営に不足が生じると判断された場合、運営事業者の負担において契約容量の変更、およびそれに伴う二次側工事を行うことは可能でしょうか。	契約容量の変更、およびそれに伴う二次側工事は原則認めしておりません。
5	2-(4) 障がい福祉サービス事業の用に供する場合の制限について	【施設外就労の算定】 共同運営事業者と福祉事業所の間で業務委託契約等を締結した場合、本施設を「施設外就労」の場所として利用し、報酬を算定することは可能でしょうか。	募集要項の1 (3) の「福祉サービス事業者とカフェ等事業者の共同によるもの」においては、資格要件を満たす福祉サービス事業者（就労継続支援A型・B型）とカフェ等事業者が、本件店舗における作業に係る業務委託契約等を締結し、当該福祉サービス事業者において、その利用者が本件店舗においてカフェ等事業者から請け負った作業を行うための支援を行った場合は、いわゆる「施設外就労」として報酬算定が可能です。 なお、施設外就労については、請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業の従業員ではなく、当該福祉サービス事業者の従業員が行わなければなりません。そのため、カフェ等事業者から請け負った作業について、利用者とカフェ等事業者の従業員が共同で処理してはいけないことされていますので、ご注意ください。 施設外就労については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」において示された取扱いに基づき実施する必要があり、同通知で示された要件をすべて満たす場合に報酬算定が可能です。
6	3-(1) サービス形態の条件	【調理内容の制限】 軽食の提供において、香りの強いもの（例：カレー等）の調理や提供に制限はありますか。	庁舎の運営に支障をきたさない範囲で、販売することができます。 ただし、極端に匂いが強く、他の部屋に匂いが拡散するものなどは控えてください。 また、庁舎管理上、たばこ、酒類の販売は認められません。
7	3-(1) サービス形態の条件	【飲食店営業許可の範囲】 施設内に 2 層シンクおよび手洗い設備が設置されていますが、保健所の「飲食店営業許可」の範囲内であれば、現地での調理・提供が可能であるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、3- (8) ⑧、⑨も満たすようご留意ください。

「福岡市博多区役所庁舎1階カフェコーナー運営事業者募集」に関する質問と回答

令和8年1月20日

No.	カテゴリー	質問事項	回答
8	3-(1) サービス形態の条件①	【廃棄物処理】運営に伴い発生するゴミ（産業廃棄物・事業系一般廃棄物）については、運営事業者が単独で収集運搬業者と契約し、処理を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 運営事業者単独で収集運搬業者と契約ください。
9	3-(4) 施設の専用部分の使用料	【売上連動賃料の有無】使用料について、提示の最低価格（年額 481 千円・税込）とは別に、売上高に応じた歩合賃料（売上納付金）等の設定はあるのでしょうか。	歩合賃料の設定はございません。
10	3-(4) 施設の専用部分の使用料	【事業者選定の評価基準】事業者決定にあたり、提示した使用料（価格点）が最も高い事業者が優先的に選ばれるのでしょうか。あるいは、提案内容（企画点）を重視した総合評価による決定でしょうか。価格と企画の配分比率等があればご教示ください。	6 審査・評価のとおり、評価項目に従い総合的に評価のうえ決定いたします。なお、〈評価項目〉③収支計画の安定性・信頼性については、現時点で2割程度の配点を予定しております。
11	3-(6) その他必要経費等について	【グリーストラップの清掃管理】グリーストラップの清掃について、日常的な清掃とは別に、専門業者による定期清掃の実施義務はありますか。	グリーストラップの清掃については、使用者により適切に清掃していただければ、必ずしも専門業者による定期清掃の実施義務はありません。
12	3-(8) 使用上の基本的制限	【火気および調理器具の使用】IH 調理器による「湯沸かし・温め」程度の調理（油脂を含む煙がないもの）、およびポット・炊飯器の使用については、制限の対象外（使用可能）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。